

青森県報

第二千八百五十八号

平成十九年
十一月十四日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	政 策 課	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	高 齢 福 祉 課	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	保 険 課	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	同	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	同	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	障害福祉課	三
右 同	同	三
障害福祉サービス事業者の指定	同	四
身体障害者福祉法による医師の指定	同	四
家畜伝染病の発生	畜 産 課	四
宅地建物取引業法による聴聞	建築住宅課	五
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出の取下げ	経営支援課	五
開発行為に関する工事の完了	建築住宅課	五

告 示

示

青森県告示第七百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
弘前温泉養生医院	弘前市大字真土勝剣林三三四の一	平成一九・一
さくら薬局	むつ市大湊浜町一八の二〇	"

青森県告示第七百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
あさひ訪問看護ステーション	八戸市湊高台二丁目四の六	平成一九・一
花田医院	八戸市小中野二丁目一の二五	一九・一〇・一四

青森県告示第七百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

青森県告示第七百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人平成会 あさひ訪問看護ステーション
所 在 地	八戸市湊高台二丁目四の六
指定・辞退年月日	平成一九・二・一

青森県告示第七百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したため、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社ピリーブケア	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の	障害福祉サービスの種類	名称	株式会社ピリーブケア	所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の	指定年月日	平成一九・二・一
	名称	株式会社ピリーブケア	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の		名称	株式会社ピリーブケア	所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の		平成一九・二・一
指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社ピリーブケア	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の	障害福祉サービスの種類	名称	株式会社ピリーブケア	所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の	指定年月日	平成一九・二・一
指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社ピリーブケア	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の	障害福祉サービスの種類	名称	株式会社ピリーブケア	所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の	指定年月日	平成一九・二・一

株式会社ピリーブケア	東京都港区六本木六丁目一〇の	行動援護	戸ヶアセン	八戸市類家四丁目八の一	"
------------	----------------	------	-------	-------------	---

株式会社ピリーブケア	東京都港区六本木六丁目一〇の	行動援護	戸ヶアセン	八戸市類家四丁目八の一	"
------------	----------------	------	-------	-------------	---

株式会社ピリーブケア	東京都港区六本木六丁目一〇の	行動援護	戸ヶアセン	八戸市類家四丁目八の一	"
------------	----------------	------	-------	-------------	---

青森県告示第七百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したため、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	久木田 裕史	勤務する病院等	診療科目	指定年月日	
	名称				独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院

青森県告示第七百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったため、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	むつ市	平成一九・〇・一九

青森県告示第七百八十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 青森市長島二丁目七の六 不動産センター株式会社	聴聞期日 平成十九年十一月二十 六日 午前十時	聴聞場所 青森市長島二丁目一の 一室 青森県庁西棟七階A会議 室
---	----------------------------------	--

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出をした者から平成十九年十月三十一日付けで当該届出の取下げがあった。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）むつ旭町ショッピングセンター

むつ市旭町一七七の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

三 新設届出年月日

平成十九年八月三十一日

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 北津軽郡板柳町大字大俵字西田七九の 一、八〇の一及び八一	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称） 弘前市大字田園四丁目一の一九工業 有限公司 工藤スチール工業
---	---

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭